

庄内町告示第 1 2 1 号

令和 3 年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和 3 年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる都市住民等との交流を推進する町内の団体に対し、予算の範囲内で令和 3 年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象となる団体（第 8 条において「補助対象団体」という。）は、町内の農業者等で組織されたグリーン・ツーリズムの推進を目的とする団体とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) グリーン・ツーリズムの推進に関する調査
- (2) グリーン・ツーリズムに関する研修会、講習会等の開催

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 謝金、消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費及び保険料
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、45,000 円以内の額とする。

(交付申請)

第 6 条 規則第 4 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第 7 条 規則第 13 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）

(2) 収支精算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（概算払）

第8条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第7条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第6条、第7条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

住 所

団体名

代表者氏名

Ⓜ

電話

令和3年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金について、令和3年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名		店名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			